

## I. 駅周辺における自転車等の放置等の状況と駐車対策の状況

### 1. 調査対象地域等

#### (1) 調査対象地域

平成 27 年 10 月 1 日時点の、各都道府県の市、東京都特別区及び三大都市圏（東京駅から概ね半径 50 k m（以下「東京圏」という。）、名古屋駅から概ね半径 40 k m（以下「名古屋圏」という。）及び大阪駅から概ね半径 50 k m（以下「大阪圏」という。）の町村（別紙表参照）。全 907 市区町村（20 政令指定都市、770 市、23 区、87 町、7 村）。

本調査において「駅周辺」とは、自転車（注 1）又は原動機付自転車（注 2）（以下「自転車等」という。）の放置が当該駅の利用者によるものと考えられる範囲をいう、範囲の具体的な判断は各市町村によるが、概ね 500m 内の区域と考えられる。また、「放置自転車」とは、自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車であって、当該自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動することが出来ない状態にあるものをいう。

#### (2) 調査方法

各地方公共団体による実態調査の結果を収集・集計した。なお、自転車の放置台数については、1 駅における放置台数が 100 台以上の駅を集計対象とした。また、複数の異なる路線・事業者の駅が非常に接近している場合には、1 駅としてカウントされている場合がある。

#### (3) 調査時点

- ① 自転車の放置台数の状況：平成 27 年（10 月～12 月の晴天の平日の概ね午前 11 時頃を調査時点の基準としている。）
  - ② 自転車等駐車場、レンタサイクル及び撤去自転車等の保管場所の設置状況：平成 27 年 8 月末
  - ③ 自転車等の撤去、返還、処分、リサイクルの状況：平成 26 年度中
- (注 1) 道路交通法（平成 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (注 2) 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (注 3) 同交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(4) 調査対象外地域

調査対象地域（全 907 市区町村）のうち、貴自治体に駅がない場合は調査対象外地域として除外した。なお、隣接する市区町村に駅があり（貴自治体から 500m 程度）、その駅の利用者による放置自転車がある場合は、調査対象地域として扱った。

都道県名	調査対象外 市区町村数	都道県名	調査対象外 市区町村数
北海道	5	滋賀県	0
青森県	1	京都府	4
岩手県	1	大阪府	4
宮城県	0	兵庫県	5
秋田県	0	奈良県	5
山形県	0	和歌山県	0
福島県	2	鳥取県	1
茨城県	8	島根県	0
栃木県	0	岡山県	0
群馬県	1	広島県	1
埼玉県	4	山口県	0
千葉県	1	徳島県	2
東京都	0	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	0	福岡県	2
石川県	2	佐賀県	1
福井県	0	長崎県	5
山梨県	1	熊本県	5
長野県	0	大分県	5
岐阜県	5	宮崎県	1
静岡県	2	鹿児島県	6
愛知県	5	沖縄県	10
三重県	2	合計	105

※ 全 907 市区町村のうち 105 市区町村が調査対象外地域

## 2. 集計結果の概要

### (1) 駅周辺における自転車の放置状況

#### ① 全国の状況

全国（各都道府県の市、東京都特別区及び三大都市圏の町村をいう。以下同じ。）の駅周辺における自転車の放置台数は約 8 万 1 千台であり、2 年前に集計した平成 25 年調査結果（約 12 万 3 千台）と比べると、約 4 万 2 千台の減少（34.1%）となっている（3.（1）（2）参照）。また放置箇所（1 駅における放置台数が 100 台以上の駅）の数は 120 箇所であり、1 箇所当たりの放置台数とともに減少している（3.（3）参照）。

#### ② 地域別の状況

三大都市圏内の駅周辺における自転車の放置台数と放置箇所は減少傾向にある。三大都市圏が全国の放置台数と放置箇所数に占める割合は大きく、放置台数全体の 71.2%、放置箇所数全体の 72.9%を占めている（3.（4）参照）。

また、政令指定都市及び東京都特別区が全体に占める割合は、放置台数全体の 67.3%、放置箇所数全体の 68.4%となっている（3.（5）参照）。

放置台数が特に多い駅もこれらの地域に集中している（3.（7）（8）参照）。

### (2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況

#### ① 自転車等駐車場の設置状況

全国の駅周辺の自転車等駐車場は 13,316 箇所あり、その収容能力は約 466 万台となっている（4.（1）参照）

そのうち、原動機付自転車専用スペース（自動二輪車と共用の場合を含む。）の収容能力は約 36 万 3 千台となっており、これを除いた収容能力（自転車専用スペース（自転車・原動機付自転車・自動二輪車の区別が困難なスペースを含む。）の収容能力、以下「自転車駐車可能台数」という。）は約 429 万 8 千台となっている。この自転車駐車可能台数の推移をみると、総務庁が集計した昭和 56 年調査結果（約 133 万 1 千台）と比べると約 3.2 倍に増加しており、前回集計した平成 25 年調査結果（約 423 万 6 千台）と比べ、約 6 万台分増加している（4.（7）参照）。

### (3) 駅周辺におけるレンタサイクルの設置状況

#### ① レンタサイクルの設置状況

全国の駅周辺のレンタサイクルは 355 箇所あり、その稼働能力は約 3 万 3 千台となっている（4.（12）参照）。

(4) 放置自転車等の撤去・返還・処分等の状況

① 放置自転車等の撤去台数

全国に放置された自転車等で、平成 26 年中に撤去されたものの総数は約 160 万 5 千台となっており、放置自転車等の撤去を実施している市区町村は 629 となっている (5. (1) 参照)。

また、撤去の後、同年中に返還されているものは約 88 万 3 千台、同年中に廃棄物として処分されたものは約 73 万 7 千台となっている。

② 撤去自転車等のリサイクルの状況

撤去された放置自転車のうち (撤去年を問わない)、平成 26 年中にリサイクルされ、国内で再利用されたものは約 15 万 3 千台となっており、海外へ譲渡されたものは約 14 万 8 千台となっている (5. (3) 参照)。